

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年4月27日

【会社名】 山陽特殊製鋼株式会社

【英訳名】 Sanyo Special Steel Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武田安夫

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾磨区中島字一文字3007番地

【電話番号】 079(235)6016

【事務連絡者氏名】 総務部長 須多敦子

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番25号  
深川ギャザリアタワーS棟  
山陽特殊製鋼株式会社東京支社

【電話番号】 03(6800)4700

【事務連絡者氏名】 営業企画管理部長 立花義隆

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の提出日】 平成27年4月30日

【発行登録書の効力発生日】 平成27年5月12日

【発行登録書の有効期限】 平成29年5月11日

【発行登録番号】 27 - 関東59

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額  
0円(注)1  
474,392,000円(注)2  
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権  
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合  
算した金額である。

【発行可能額】 0円(注)1  
474,392,000円(注)2  
(注)1 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権  
の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合  
算した金額である。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期  
間は、平成28年4月27日(提出日)である。

【提出理由】

平成27年4月30日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」、「第1 募集要項」、「第3 その他の記載事項」の記載事項を変更するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】

山陽特殊製鋼株式会社東京支社

(東京都江東区木場一丁目5番25号 深川ギャザリアタワーS棟)

山陽特殊製鋼株式会社大阪支店

(大阪市中央区南久宝寺町三丁目6番6号 御堂筋センタービル)

山陽特殊製鋼株式会社名古屋支店

(名古屋市中区錦一丁目20番19号 名神ビル)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

当社は、平成28年3月30日開催の取締役会において、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の見直し検討条項に基づき、本ルールを平成28年4月27日付で修正することを決定いたしました。これに伴い、「第一部 証券情報」、「第1 募集要項」「第3 その他の記載事項」を以下のとおり訂正いたします。

変更箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行新株予約権証券】

##### （1）【募集の条件】

（中略）

##### （2）【新株予約権の内容等】

（訂正前）

（中略）

（注）1（1）（中略）

（2）上記（1）にかかわらず、以下の者は買収者に含まれないものとします。

平成25年4月27日現在においてすでに当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したこと又は新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行行使したこと（もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付新株予約権を取得したこと）を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、上記の者（本ルールの更新日現在、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している当社の関係会社を除きます。）がその後に当社の株券等を取得した場合（当社による株式分割及び新株予約権の行使に基づき取得したもの並びに取得条項付新株予約権と引換えに取得したものを除きます。）は、本 は適用されません。なお、上記の「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定されるものを意味します。

（中略）

（中略）

2（中略）

(訂正後)

(中略)

(注) 1 (1) (中略)

(2) 上記(1)にかかわらず、以下の者は買収者に含まれないものとします。

平成28年4月27日現在においてすでに当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したこと又は新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行なったこと(もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付新株予約権を取得したこと)を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、上記の者(本ルールの改定日現在、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している当社の関係会社を除きます。)がその後に当社の株券等を取得した場合(当社による株式分割及び新株予約権の行使に基づき取得したもの並びに取得条項付新株予約権と引換えに取得したものを除きます。)は、本 は適用されません。なお、上記の「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定されるものを意味します。

(中略)

(中略)

2 (中略)

(3) 【新株予約権証券の引受け】

(中略)

2 【新規発行による手取金の使途】

(後略)

### 第3 【その他の記載事項】

(訂正前)

株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)について

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、当社の株式を大量に買付けることによる当社企業価値及び株主共同の利益の毀損を未然に防止するため、「株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」(以下「本ルール」といいます。)の導入を決定しました。その後、本ルールは、平成21年4月30日開催の当社取締役会において、法令改正に伴う所要の修正が行われ、また、平成22年3月31日開催の取締役会においては、本ルールに定める見直し検討条項に基づき、内容の修正が行われました。また、当社は、平成25年3月28日開催の取締役会において、本ルールに定める更新条項に基づき、平成25年4月27日付けで本ルールの更新を行うことを決定し、更新にあたり形式的な文言の修正を行っております。

1 . 株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)の目的

(中略)

## 2. 買収者の定義

本ルールにおいて、「買収者」とは、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者をいい、当該買収者の「特別関係者」及び「共同保有者」を含めるものとします。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当する者は「買収者」に含まれません。

(1) 本ルールの更新日である平成25年4月27日現在においてすでに当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したこと又は本新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行なったこと(もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付本新株予約権を取得したこと)を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、上記の者(本ルールの更新日現在、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している当社の関係会社(注)を除きます。)がその後当社の株券等を取得した場合(当社による株式分割及び本新株予約権の行使に基づき取得したもの並びに取得条項付本新株予約権と引換えに取得したものを除きます。)、本(1)は適用されません。

(2) (中略)

(3) (中略)

## 3. 適格買付提案の要件(買収提案者による必要情報の提出等)

当社の株券等を保有することにより買収者となろうとする者(本ルールにおいて「買収提案者」といいます。)は、以下に定義される適格買付提案を行わなければなりません。第4項(2)に定める株主意思確認の投票は、かかる適格買付提案についてのみ行われます。「適格買付提案」とは、買収者となることを目的として、公開買付け(注)又は当社株主が平等に参加する機会が確保されているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案(ただし、公開買付けに付すことのできない条件を付していないものとします。)であり、かつ下記(1)から(3)に記載する要件を満たすものをいいます。なお、当社は、その時点における客観的根拠に基づいて適格買付提案の要件を満たすと当社取締役会が判断するときは、その旨を速やかに公表します。ただし、買収提案者との間で並行して協議が進行しており、当該協議の帰趨が明確でないために、買収提案者及び当社が公表は時期尚早と判断する場合、当事者間で守秘義務協定が締結されている場合、公表することが当社の法令若しくは契約違反となる場合等、買収提案の公表により当社株主共同の利益が損なわれると合理的に判断される場合には、当社は公表を控えることができるものとします。

加えて、当社は買収提案者が提供している情報が下記(1)に定める必要情報の要件を満たしていないと判断した場合、買収提案者に追加的に情報提供を求めることがあります。

(1) 後掲の必要情報リスト記載の情報で下記(ア)又は(イ)の要件を満たすもの(以下「必要情報」といいます。)が当社取締役会に提出されること。

(ア) (中略)

(イ) 国際的評価を得ている法律事務所(以下「買収提案者法律顧問」といいます。)が、当該買収提案者の法律顧問として、当社取締役会に対し、当該買収提案者が提出した情報に関し、重要な事項について虚偽の記載がなく、かつその提出時の状況に鑑みて記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていない旨の意見書を提出していること、かつ

(中略)

(2) (中略)

(3) 当社取締役会が、買収提案者法律顧問及び国際的評価を得ている投資銀行等(以下「国際的投資銀行等」といいます。)との協議又はその助言に基づき、当該買収提案者が下記(ア)から

(エ)のいずれかの類型に該当し、当該買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものであると判断していないこと。

(ア)(中略)

(イ)(中略)

(ウ)(中略)

(エ)(中略)

#### 4. 株主意思の確認

(中略)

#### 5. 本新株予約権の無償割当て

(中略)

#### 6. 補足、変更、見直し、廃止及び更新

##### (1) 本ルールの廃止及び更新

本ルールは、下記(ア)から(ウ)のいずれか最も早く到来する時点で廃止されるものとします。

(ア)(中略)

(イ)(中略)

(ウ)本ルール更新日から6年間が経過した日(ただし、当社取締役会は当該期間をさらに更新することができ、かかる更新が行われたときは、当該更新期間終了時とします。)

なお、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主(ただし、買収提案者は除く。複数の株主により当該要件を満たす場合には、当該株主らが単一の書面により行うものとします。)は、本ルールの有効期間満了日の12週間前から8週間前までの間に当社取締役会に対して本ルールの有効期間の更新の可否に関し、書面により意見を表明することが出来るものとします。当社取締役会は、本ルールの有効期間の更新の可否の審議に際し、上記株主の意見を十分に検討し、また、当社の社外監査役を含めた監査役の意見を尊重の上、上記の審議を行い必要な決議を行います。

本項に基づき本ルールが廃止又は更新された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

##### (2) 当社取締役会による本ルールの補足、変更、見直し及び廃止

当社は、当社株主又は本新株予約権の保有者の同意を得ることなく、当社取締役会の決議により、以下の定めに従って随時本ルールを補足又は変更することができます。かかる補足又は変更は、法令、司法判断又は行政規制の変更又は進展に応じて行う場合を含みます。

(ア)(中略)

(イ)(中略)

当社は、株券等買付日より前において、当社取締役会の決議により、いつでも本ルールを廃止することができます。本ルール更新日から3年を経過する日までに、当社取締役会は、その時点における状況に照らし、本ルールの見直し検討を行います。

本項に基づき本ルールの補足、変更、見直し又は廃止が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

## 7. 通知

(中略)

## 8. 権利行使の停止

(中略)

## 9. 準拠法

(中略)

## 10. 株主に与える影響

### (1) 本ルールが更新時の株主に与える影響

本ルールの更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われていませんので、株主の権利・利益に直接具体的な影響は生じていません。

(2) (中略)

(3) (中略)

(4) (中略)

---

(注) (中略)

(注) (中略)

### [ 必要情報リスト ]

(後略)

(訂正後)

## 株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）について

当社は、平成19年4月27日開催の取締役会において、当社の株式を大量に買付けることによる当社企業価値及び株主共同の利益の毀損を未然に防止するため、「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定し、平成25年3月28日開催の取締役会において、本ルールに定める更新条項に基づき、平成25年4月27日付で本ルールの更新を行うことを決定いたしました。その後、本ルールの見直し検討条項に基づき、平成28年3月30日開催の取締役会において、本ルールを平成28年4月27日付で修正することを決定しております。

### 1. 株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）の目的

(中略)

### 2. 買収者の定義

本ルールにおいて、「買収者」とは、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者をいい、当該買収者の「特別関係者」及び「共同保有者」を含めるものとします。ただし、下記(1)から(3)のいずれかに該当する者は「買収者」に含まれません。

- ( 1 ) 本ルールの変更日である平成28年4月27日現在においてすでに当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したこと又は本新株予約権を保有する者が本ルールの定めるところに従ってこれを行行使したこと(もしくは当社の株券等と引換えに当社が取得条項付本新株予約権を取得したこと)を原因として、当社の株券等を議決権割合で15%以上保有することになった者。ただし、上記の者(本ルールの変更日現在、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している当社の関係会社(注)を除きます。 )がその後当社の株券等を取得した場合(当社による株式分割及び本新株予約権の行使に基づき取得したもの並びに取得条項付本新株予約権と引換えに取得したものを除きます。 )、本( 1 )は適用されません。
- ( 2 ) (中略)
- ( 3 ) (中略)

### 3. 適格買付提案の要件(買収提案者による必要情報の提出等)

当社の株券等を保有することにより買収者となろうとする者(本ルールにおいて「買収提案者」といいます。 )は、以下に定義される適格買付提案を行わなければなりません。第4項( 2 )に定める株主意思確認の投票は、かかる適格買付提案についてのみ行われます。「適格買付提案」とは、買収者となることを目的として、公開買付け(注)又は当社株主が平等に参加する機会が確保されているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案(ただし、公開買付けに付すことのできない条件を付していないものとします。 )であり、かつ下記( 1 )から( 3 )に記載する要件を満たすものをいいます。なお、当社は、その時点における客観的根拠に基づいて適格買付提案の要件を満たすと当社取締役会が判断するときは、その旨を速やかに公表します。ただし、買収提案者との間で並行して協議が進行しており、当該協議の帰趨が明確でないために、買収提案者及び当社が公表は時期尚早と判断する場合、当事者間で守秘義務協定が締結されている場合、公表することが当社の法令若しくは契約違反となる場合等、買収提案の公表により当社株主共同の利益が損なわれると合理的に判断される場合には、当社は公表を控えることができるものとします。

加えて、当社は買収提案者が提供している情報が下記( 1 )に定める必要情報の要件を満たしていないと判断した場合、買収提案者に追加的に情報提供を求めることがあります。

- ( 1 ) 後掲の必要情報リスト記載の情報で下記(ア)又は(イ)の要件を満たすもの(以下「必要情報」といいます。 )が当社取締役会に提出されること。
- (ア) (中略)
- (イ) 国際的評価を得ている法律事務所が、当該買収提案者の法律顧問(以下「買収提案者法律顧問」といいます。 )として、当社取締役会に対し、当該買収提案者が提出した情報に関し、重要な事項について虚偽の記載がなく、かつその提出時の状況に鑑みて記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていない旨の意見書を提出していること、かつ
- (中略)
- ( 2 ) (中略)
- ( 3 ) 当社取締役会が、国際的評価を得ている法律事務所、及び国際的評価を得ている投資銀行等(以下「国際的投資銀行等」といいます。 )との協議又はその助言に基づき、当該買収提案者が下記(ア)から(エ)のいずれかの類型に該当し、当該買収提案が株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるものであると判断していないこと。
- (ア) (中略)
- (イ) (中略)



(ウ) (中略)

(エ) (中略)

#### 4. 株主意思の確認

(中略)

#### 5. 本新株予約権の無償割当て

(中略)

#### 6. 補足、変更、廃止及び更新

##### (1) 本ルールの廃止及び更新

本ルールは、下記(ア)から(ウ)のいずれか最も早く到来する時点で廃止されるものとします。

(ア) (中略)

(イ) (中略)

(ウ) 本ルールの改定日である平成28年4月27日から3年間が経過した日(注) (ただし、当社取締役会は当該期間をさらに更新することができ、かかる更新が行われたときは、当該更新期間終了時とします。)

なお、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主(ただし、買収提案者は除く。複数の株主により当該要件を満たす場合には、当該株主らが単一の書面により行うものとします。)は、本ルールの有効期間満了日の12週間前から8週間前までの間に当社取締役会に対して本ルールの有効期間の更新の可否に関し、書面により意見を表明することが出来るものとします。当社取締役会は、本ルールの有効期間の更新の可否の審議に際し、上記株主の意見を十分に検討し、また、当社の社外監査役を含めた監査役及び社外取締役の意見を尊重の上、上記の審議を行い必要な決議を行います。

本項に基づき本ルールが廃止又は更新された場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

##### (2) 当社取締役会による本ルールの補足、変更及び廃止

当社は、当社株主又は本新株予約権の保有者の同意を得ることなく、当社取締役会の決議により、以下の定めに従って随時本ルールを補足又は変更することができます。かかる補足又は変更は、法令、司法判断又は行政規制の変更又は進展に応じて行う場合を含みます。

(ア) (中略)

(イ) (中略)

当社は、株券等買付日より前において、当社取締役会の決議により、いつでも本ルールを廃止することができます。なお、総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主(ただし、買収提案者は除く。複数の株主により当該要件を満たす場合には、当該株主らが単一の書面により行うものとします。)は、有効期間内の毎年4月26日の12週間前から8週間前までの間に当社取締役会に対して本ルールの廃止に関し、書面により意見を表明することが出来るものとします。当該意見表明がなされた場合、当社取締役会は、本ルールの廃止について、取締役会で審議するものとします。この場合、当社取締役会は、上記株主の意見を十分に検討し、また、当社の社外監査役を含めた監査役及び社外取締役の意見を尊重の上、上記の審議を行い、廃止が妥当と判断した場合、必要な決議を行います。

本項に基づき本ルールの補足、変更又は廃止が行われた場合、当社は、速やかにその旨を公表します。ただし、株主その他の関係者に対する通知は行いません。

## 7. 通知

(中略)

## 8. 権利行使の停止

(中略)

## 9. 準拠法

(中略)

## 10. 株主に与える影響

### (1) 本ルールの改定が株主に与える影響

本ルールの改定時点(平成28年4月27日)においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われていませんので、株主の権利・利益に直接具体的な影響は生じることはありません。

なお、本ルールの改定(平成28年4月27日)は、株主の意思をより尊重する仕組みにするという観点等から、本ルールの有効期間を6年から3年に短縮、本ルールの廃止に関して総株主の議決権の100分の1以上の議決権又は300個以上の議決権を6ヶ月前から引き続き有する株主が毎年意見表明できる旨の追加、取締役会での本ルールの更新の可否の審議に際し社外監査役を含めた監査役に加えて社外取締役の意見を尊重する旨の追加を行いました。

(2) (中略)

(3) (中略)

(4) (中略)

---

(注) (中略)

(注) (中略)

(注) 当社は、改定前の本ルール第6項(2)に基づき、平成28年3月30日付取締役会において、平成28年4月27日付で、本ルールの有効期間を6年間から3年間へと短縮し、これに伴い改定前の本ルールで規定していた更新日から3年後の見直し検討条項は削除することを決定しました。また、当該有効期間の起算日を、本ルール改定日の平成28年4月27日とすることを決定しました。

[ 必要情報リスト ]

(後略)